

[所管大臣による管理運用主体の業務の改善等の仕組み]

- ① 所管大臣は、管理運用主体の積立金の管理運用状況が積立金基本指針等に適合しない場合等において、必要な措置を命ずることができる。

[管理運用主体ごとの運用状況の公表・評価の仕組み]

- ② 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、当該事業年度の業務概況書を作成・公表し、所管大臣に送付する。
 - ・業務概況書：当該事業年度における積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額等を記載。
- ③ 所管大臣は、各管理運用主体の積立金の管理及び運用の状況等について評価を行い、その結果を公表する。

[積立金全体の運用状況の公表・評価の仕組み]

- ④ 主務大臣は、毎年度、積立金の管理・運用に関する報告書を作成・公表する。
 - ・報告書：積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用状況の評価等を記載。
- ⑤ 主務大臣は、報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、所管大臣に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

各主体間の権限関係（事後関与）

※は、厚生労働大臣が案を作成し、他の3大臣に協議

